

# 全国市長会関東支部提出要望

令和3年4月28日

千葉県市長会



## 目 次

<b>第 1</b>	<b>都市行財政の充実強化について</b>	<b>3</b>
1	洋上風力発電施設の整備促進について	3
2	地方制度改革の一層の推進について	3
3	地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る 見直しについて	4
4	地方財政の充実強化について	5
5	ふるさと納税に係る申告特例申請のオンライン化について	5
6	自治体テレワークの推進について	6
7	公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン化 事業の対象期間の延長について	6
<b>第 2</b>	<b>保健福祉行政の充実強化について</b>	<b>7</b>
1	公立病院等の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた 取組に対する財政支援等について	7
2	医師確保について	8
3	公定価格における地域区分の引上げについて	8
4	国による子どもの医療費助成制度の確立について	8
5	総合支援法に基づく居住地特例制度の見直しについて	9
6	保育所等の公定価格に係る賃借料加算の適用範囲の変更に ついて	9
7	産科の少ない地域に対する支援について	9
8	介護保険の財源となる国庫負担割合の引上げについて	10
<b>第 3</b>	<b>生活環境行政の充実強化について</b>	<b>11</b>
1	運転免許証自主返納の促進のための優遇措置や環境整備に ついて	11
2	広域化に伴う廃焼却施設の解体事業に係る補助要件の拡充に ついて	11
3	鉄屑等有価物取扱事業者への対策について	12
4	高病原性鳥インフルエンザの影響を受けた事業者への支援に ついて	12

<b>第4</b>	<b>都市基盤の整備促進について</b>	<b>13</b>
1	海岸保全施設の早期整備について	13
2	東京湾アクアラインの交通円滑化に向けた取組について	13
3	新型コロナ危機を契機とした都心近郊のまちづくり政策・制度の 拡充について	14
4	国道51号の整備について	14
5	法定外公共物の改修等に係る補助金制度の創設について	14
6	北千葉道路の全線事業化について	15
7	羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化に ついて	15
8	一級河川鹿島川の溢水対策について	16
9	社会資本総合整備計画の推進について	16
<b>第5</b>	<b>教育文化行政の充実強化について</b>	<b>17</b>
1	I C T教育の環境整備にかかる財政支援について	17
<b>第6</b>	<b>新型コロナウイルス感染症対策について</b>	<b>18</b>
1	新型コロナウイルス感染症における拡大防止対策の拡充と 財政支援について	18

# 第 1 都市行財政の充実強化について

---

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 洋上風力発電施設の整備促進について

銚子市沖の海域が洋上風力発電の促進区域に指定されたことに伴い、千葉県沖のその他の海域においても洋上風力発電設備の導入が期待される場所である。

国が目指す脱炭素社会の実現に向けて、更なる洋上風力発電の導入拡大を図るためには、当該施設の立地自治体における理解と協力が必要となる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 再エネ海域利用法に基づき整備される洋上風力発電設備の固定資産税（償却資産）について、地方交付税算定上の基準税率を引き下げることに。
- (2) 電源立地地域対策交付金の対象に洋上風力発電を加えること。
- (3) 洋上風力発電設備の設置及び維持管理（運転管理）に必要な港湾機能について、国の責任において整備又は整備に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

## 2 地方制度改革の一層の推進について

地方制度改革は「補完性の原理」「基礎自治体優先の原則」に基づき進められてきたが、指定都市及び中核市に対する税源の移譲は決して十分とは言えず、特に中核市においては、業務増に伴う税源の移譲がない中、今般の新型コロナウイルス対応でも大きな負担を担っている。

国民の生命と暮らしを守るためには、地域の実状を把握する基礎自治体が能力に応じた役割を担うべきであり、大都市制度の要件を

満たす都市は積極的に移行して業務範囲を拡大すべきと考えるが、財源が不十分な中では住民の理解を得ることは難しい。

については、地方制度改革を推進するため、指定都市・中核市が必要とする事務・権限の移譲を積極的に進めるとともに、大都市制度の要件に該当する都市が移行する際、住民の理解が得られるよう十分な税源移譲も含めた制度とすること。

### 3 地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて

平成26年人事院勧告において、地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圏、かつ、社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。

地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

また、地方交付税に係る普通態容補正の算定基準にもなっているため、行政運営にも影響を及ぼし、さらに、地域手当の高い地域へ人材が流出するなど、住民サービスの低下を招いてしまうこととなる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価や住民の所得水準の要素を十分反映させること。
- (2) 支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を改正すること。
- (3) 近隣自治体間の支給割合に大きな格差が生じ、市職員をはじめ多岐にわたる分野の人材確保に深刻な影響を及ぼしているなど、特段の事情がある場合には支給割合に係る任意の調整を認めること。

#### 4 地方財政の充実強化について

現在、地方自治体は、少子超高齢化社会における生産年齢人口の減少など構造的課題を抱える中、自立可能な財政構造を構築するため、継続的に行財政改革を進めている。

一方、福祉・医療・子育て等社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化対策など、厳しい財政状況の中でもそれらの対応は欠かすことはできない状況である。

しかし、公共施設については、施設の必要規模や施設に対するニーズは変化しているが、大幅な税収の伸びが期待できない中において、既存の公共施設等をすべて更新することは困難である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 長寿命化計画に基づく学校をはじめとする施設やインフラ等の整備には、多額の事業費を要するため、国において交付金に対する十分な予算を確保するなど、積極的かつ適切に財政的措置を講じること。
- (2) 新たな補助制度を創設し、公共施設等の持続的なサービス維持を強力に推進すること。
- (3) 平成29年度に創設された「公共施設等適正管理推進事業債」について、期間が平成29年度から令和3年度となっていることから、事業の対象期間を延長すること。

#### 5 ふるさと納税に係る申告特例申請のオンライン化について

ふるさと納税に係る申告特例申請については、通年、特に年末年始にかけ申請書が全国より紙媒体で郵送され、その情報をデータに入力することとなる。

また、寄附受付自治体から住民税課税自治体への通知期限が短いため、受付処理業務は多人数での作業と膨大な時間を要している状況である。

については、業務の簡素化を図るため、申告特例申請のオンライン化の推進を図ること。

## 6 自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものである。

現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により実施されている「自治体テレワーク推進実証実験」を活用しテレワークの導入を進めている自治体には、実証実験終了後の支援策が示されていない。

については、実証実験終了後も、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。

## 7 公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン化事業の対象期間の延長について

公共施設等適正管理推進事業債の対象事業である「ユニバーサルデザイン化事業」は、対象期間が令和3年度までとなっている。

しかしながらその対象期間については、令和4年度以降も公共施設等のバリアフリー工事を予定している自治体もあることから、当該事業の対象期間を延長すること。



## 第2 保健福祉行政の充実強化について

---

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 公立病院等の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政支援等について

地域の中核病院として、広域的に救急医療や高度医療などを提供し、救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院等については、都道府県による保健医療計画の達成に向け、将来にわたって安定的な経営を求められているが、非常に厳しい経営を強いられている。

さらに、地域で必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等についても、市町村により財政支援が行われているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これまで以上に経営状況は厳しく、現場の医療体制についても逼迫している。

しかし、市町村の財政状況も厳しく、これらは大変大きな負担となることから更なる財政支援等を必要としている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 公立病院の経営の安定化による地域医療体制の維持確保に向け、既存の地方財政措置について、地域の実情に応じたかたちでの更なる拡充を図ること。
- (2) 地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。
- (3) 特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」については、全項目の配分額を正確に把握できるよう明示すること。
- (4) 「公的病院等に対する運営助成」のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。

## 2 医師確保について

現在、医師の絶対数の不足に加えて、地域偏在や診療科偏在などにより、医師不足は全国的に深刻化している。

また、2004年4月から「新医師臨床研修制度」が開始されたことにより、こうした問題をより顕在化させることとなった。

については、国において実効性のある抜本的な医師の偏在対策を早急に構築すること。

## 3 公定価格における地域区分の引上げについて

東京都へ通勤する勤労者が多い東京近郊都市では、保育需要が増大しており、保育事業者の新規参入や保育士の人材確保が課題となっている。

しかし、私立保育所に支払われる給付費については、国が定める「公定価格」に基づき単価が設定されるが、自治体により用いられる「地域区分」が異なり、この地域差が近郊都市における保育事業者の新規参入や保育士の人材確保を困難にする大きな要因となっている。

については、保育施設に支払われる給付費の基準となる公定価格の地域区分を、東京都へ通勤する人が多い東京近郊都市においては、東京都特別区並みに引き上げること。

## 4 国による子どもの医療費助成制度の確立について

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。この課題を克服するため、子ども医療費助成制度においては、各都道府県の制度のもと、市町村が独自の上乗せをして実施することで、子育て世代の経済的負担のさらなる軽減により子育てしやすい環境の充実を図っているが、市町村ごとに様々な基準で実施しているため、居住する市町村によって地域間格差が生じている。

については、国において、現物支給による全国一律となる子ども医療費助成制度を確立し、国と地方が一体となった子育て支援の推進を図ること。

## 5 総合支援法に基づく居住地特例制度の見直しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に規定される「居住地特例」の対象施設については、介護保険法に規定する特定施設（サービス付き高齢者向け住宅等）が含まれないため、当該施設所在地市町村における事務及び財政負担が増大している。

については、居住地特例の「施設等所在地の支給決定等の事務及び費用負担の軽減を図る」という趣旨に鑑み、総合支援法においても、介護保険法に規定する特定施設を居住地特例対象施設に加えること。

## 6 保育所等の公定価格に係る賃借料加算の適用範囲の変更について

保育所等の賃借料加算の要件は、「施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること」とされており、自己所有の本園とは別に建物の賃借による分園を有する事業者は、分園の面積が本園の面積よりも小さいことが多く、概ね当該加算の適用外となり、運営に影響を及ぼしている。

については、保育園等の賃借料加算の適用範囲について、「分園の場合は当該分園の延べ面積の50%以上であること」などの要件緩和を行うこと。

## 7 産科の少ない地域に対する支援について

人口減少や少子高齢化がより一層進展していく中、安心して子供を産み育てる環境を整えることは、地方公共団体の責務であり、早急に対策を講じる必要がある。

また、分娩への対応は急を要することから、妊婦やその家族にとって安心を担保するうえで、身近な場所で子供が産める環境を整えることが重要である。

しかし、二次保健医療圏内においても、産科医師の偏在化が顕著であり、身近な場所で子供を産める施設が無い場合、周辺の地域に頼らざる

るを得ない状況にある市町村も多く、国や県による支援が不可欠となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 市町村が行う産科誘致事業に対し補助を行うこと。
- (2) 市町村が行う産科に対する施設整備や医師の招へいに対する助成を行うこと。

## 8 介護保険の財源となる国庫負担割合の引上げについて

高齢化の進展に伴い、介護サービス費が増大するなか、介護保険料を支払う被保険者の負担が大きくなっている。

については、介護保険制度の安定的な運営と、これ以上被保険者の負担が増大しないよう、財源となる国の負担割合を引上げること。

## 第3 生活環境行政の充実強化について

---

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 運転免許証自主返納の促進のための優遇措置や環境整備について

高齢者を含め、運転免許証所持者の交通事故減少に効果がある運転免許証自主返納制度における免許証の自主返納については、千葉県全体の返納率が伸び悩んでいる状況である。

については、この制度を促進するため、国において運転免許証自主返納者への優遇措置や交通弱者に対する環境整備について、包括的に取り組むこと。

### 2 広域化に伴う廃焼却施設の解体事業に係る補助要件の拡充について

現在、国は一般廃棄物の広域処理や施設の集約化を推進しているが、広域処理の開始に伴い廃止する焼却施設の解体事業については、整備施設との関連性・連続性が認められる同数の施設（1施設の整備に対し、1施設の解体が対象）以外は、当該廃焼却施設の解体跡地に新たな廃棄物処理施設を整備すること（以下「跡地利用要件」という。）を補助の要件としている。

そのため、財政負担軽減を図るべく跡地利用の決定まで解体を延期した場合、施設の老朽化による倒壊等のおそれやダイオキシン類の飛散が懸念される。

については、広域処理により現在の焼却施設を廃止する場合、新たに整備する施設との関連性・連続性が認められる解体事業については、補助要件から跡地利用要件を撤廃すること。

### 3 鉄屑等有価物取扱事業者への対策について

県内に多数存在している金属スクラップヤードにおいては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象とならない有価物であることを理由に、大量の鉄くずやバッテリー等が搬入及び保管されている。

このため、搬入出時の重機による騒音や振動、保管物を裁断する際の煙や悪臭、保管場所から流出した油による河川の水質汚濁、保管物の火災や積み上げによる崩落のおそれのほか、周辺地域への景観の阻害等が発生するなど、周辺住民の生活環境に影響が生じている。

また、市町村が規制や指導を強化しても事業者側は規制のない周辺の自治体に拠点を移すこととなり、現状のままでは根本的な解決には至らない。

については、市町村が事業者に対して、勧告、命令等による規制や、保管物の高さや保管場所の面積等の規制を直接行う措置を講ずることができるよう法整備を行うこと。

### 4 高病原性鳥インフルエンザの影響を受けた事業者への支援について

令和2年度の冬には、千葉県内において複数農場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、迅速かつ確実な防疫措置を講じるため、県、市町村、民間企業、自衛隊等が連携して防疫業務に当たった。

鳥インフルエンザが発生した際は、まん延防止対策として、発生農場における鶏の殺処分等のほか、発生農場を中心とした一定区域において、鶏等の移動制限や搬出制限が行われ、養鶏業者及び関連事業者における経済的損失は多大なものとなる。

については、養鶏業者の事業継続及び販売再開に向けた一層の経営支援を行うとともに、風評被害の払しょくや食の安全性の啓発等に対して、積極的な広報等の対応を講ずること。

## 第4 都市基盤の整備促進について

---

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 海岸保全施設の早期整備について

船橋市臨海部の水門や排水機場を含む海岸保全施設は、設置から50年以上が経過しているため、老朽化による劣化等が進んでいるうえ、耐震性が確保されていない。

今後発生が予想されている巨大な首都直下地震や南海トラフ地震などに伴う津波対策、さらには被害が甚大化している台風に伴う高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、内陸部への浸水を防ぐには、水門等の海岸保全施設が有事においても的確に機能することが重要である。

については、令和2年度に直轄事業化に向けた検証調査に着手したことから、高度な技術力を要し大規模な事業となる海岸保全施設の整備を早急に行うこと。

### 2 東京湾アクアラインの交通円滑化に向けた取組について

東京湾アクアラインは圏央道の開通や料金引き下げ継続の効果により首都圏全体の観光業などに大きな経済効果をもたらしている。

一方で週末には対岸や周辺から訪れる車両の増加に伴い、東京湾アクアライン本線の渋滞の影響から、木更津市金田地区では深刻な交通渋滞が発生しており、高速バスの定時性が確保できないなどの支障が生じ、南房総地区の観光業にも影響を与えている。

そのため、湾岸道路の整備等により交通ネットワークを強化し、渋滞の抜本的対策が求められている。

については、東京湾アクアライン千葉県側で発生している渋滞の緩和対策として、東京湾岸道路の整備を促進し、東京湾アクアラインを含む交通ネットワークを強化すること。

### 3 新型コロナ危機を契機とした都心近郊のまちづくり政策・制度の拡充について

人々の暮らし方や働き方が新型コロナウイルスに伴う危機を契機に変化し、新しいテクノロジーが進展していく中、多くの人口を抱える都心近郊の市町村においては、その特性を活かし、各々が取組を進めるだけでなく、広域的な視点のまちづくりに取り組む重要性が増している。

については、新型コロナウイルスの収束に関わらず、子育てしやすい環境づくりなど都心近郊のまちづくりにおける政策・制度を整備するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 今後も在宅勤務を推進するよう企業等に働きかけること。
- (2) 居住の場、働く場、憩いの場の融合に対応したまちづくりを進めること。
- (3) 企業等が行うサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の環境整備・運営について、支援制度の整備を図ること。

### 4 国道51号の整備について

国道51号は、佐倉市区間において2車線であることから神門交差点等において慢性的で著しい交通渋滞を引き起こしており、歩道未整備区間もあることから地域住民の安全な歩行にも支障を来たしている。

また、現在のこのような交通状況では、大規模災害等の有事に備える国土強靱化への対応として不十分であり、被害の拡大防止と迅速な災害復旧を妨げる恐れがある。

については、国道51号の佐倉市区間のうち、坂戸交差点より東側の4車線化と歩道整備について早期に事業化すること。

### 5 法定外公共物の改修等に係る補助金制度の創設について

法定施設の整備以前に排水路として古くから機能してきた「法定外水路（普通河川）」や、昭和40年代から民間の開発行為において整備された「法定外施設（管路や調整池など）」については、その大半が



築造から50年を越えているため、老朽化による水路崩落や道路陥没が増加している。

しかし、法定施設の規格基準を満たしていないため、補助金制度のある法定施設への移行もできず、また、代替となる新たな法定施設の設置も進まないことから、市の単独費で緊急補修や簡易な事後保全を繰り返しており、計画的な予防保全ができない状況が続いている。

については、一定の水準を超える法定外施設を優先対象として、法定施設に準じた耐震化や長寿命化に係る補助金制度を創設すること。

## 6 北千葉道路の全線事業化について

北千葉道路は、首都圏北部と成田国際空港を最短で結ぶ新たなアクセスルートとして、また、国際競争力の強化、緊急輸送路としての役割、さらに沿線地域の慢性的な交通混雑の解消が期待される大変重要な道路である。

令和2年度に未事業化区間の外かく環状道路から、船橋市の国道16号までの15kmについて都市計画変更を行い、令和3年度に外かく環状道路から、専用部1.9km、一般部3.5kmの区間において、国の権限代行による新規事業化がなされた。

早期に事業効果を発現するためには、全線開通が必要であることから、残る市川市～船橋市区間について事業化を図るとともに、特に、鎌ヶ谷市初富・栗野区間を早期に開通させること。

## 7 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について

国際的な都市間競争の激化に対して、経済活動を支える基盤である鉄道ネットワークの強化を図ることは重要である。令和3年1月には国土交通省より鉄道事業許可を受け、JR東日本の羽田空港アクセス線は一部区間の開業に向けて大きく動きだしたところであり、臨海部ルートを含む3ルートの早期実現が期待される。

また、アフターコロナを見据えて日本経済を立て直すためには、海外旅行者のアクセス性の向上を図り、インバウンド需要を積極的に取り

込む必要があり、羽田空港と大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域を結ぶ鉄道路線の連携が不可欠である。

については、羽田空港アクセス線と京葉線・りんかい線の相互直通運転をはじめ、既存路線との更なる連携強化を促進し、鉄道ネットワークの強化に取り組むこと。

## 8 一級河川鹿島川の溢水対策について

千葉県中部、北部を流れる鹿島川は、現在、河川改修事業が進められているが、平成25年10月の台風26号の影響による氾濫、令和元年10月の大雨による氾濫が発生している。

これらの豪雨等による河川氾濫に伴う被害としては、水田や道路等の冠水のほか、成田空港関連施設においても浸水被害を受けるなど、早急な対策が必要となっている。

については、鹿島川については、県が管理を行っているものの、近年、豪雨等の発生頻度が高まっていることから、国においても早期に河川氾濫の対策を講じること。

## 9 社会資本総合整備計画の推進について

道路整備事業は、地域の安心、安全及び国土の均衡ある発展等に欠かせない社会インフラである。

については、安心安全なまちづくりに向けて、必要な予算を安定的に確保するため、社会資本整備総合交付金の要望額を満額交付すること。

## 第5 教育文化行政の充実強化について

---

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 ICT教育の環境整備にかかる財政支援について

「GIGAスクール構想の実現」により、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークが一体的に整備された。

これにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる環境が整うこととなった。

今後、端末や学習支援ソフトの更新費用、ネットワークの整備費用、授業目的公衆送信補償金（著作権費）等、自治体に多大な財政負担が生じることが見込まれる。

また、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアルの作成など、ICT環境整備の初期対応を行う「GIGAスクールサポーター」の配置に対する国庫補助金（公立学校情報機器整備費補助金）はあるが、授業支援、校務支援、環境整備、校内研修等を行う「ICT支援員」の配置に対する国庫補助金の制度はない。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 端末等の更新時においては、一時的に多額な費用を要することから、教育環境に財政状況による格差が生じないように、地方交付税による財源措置でなく、国の補助制度として財政的な支援を行うこと。
  
- (2) 教職員の「ICT機器の活用スキルの向上」及び「ICT機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ICT機器とその活用方法を熟知しているICT支援員の配置に係る経費について、十分な財政措置を行うこと。

## 第6 新型コロナウイルス感染症対策について

---

新型コロナウイルス感染症対策について、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 新型コロナウイルス感染症における拡大防止対策の拡充と財政支援について

新型コロナウイルス感染症対策については、新規感染者数が減少し、令和3年2月からはワクチン接種が開始されたところであるが、今後も、感染拡大防止の強化のためには、国のリーダーシップはもとより、より一層の医療・福祉の提供体制の確保及び医療機関に対する財政支援等が必要不可欠である。

さらに、国際空港をかかえる本県において特に地元の市町村では、海外渡航者に接する機会が多いことから、社会的・経済的な悪影響が懸念される。

しかし、大幅な税収減が見込まれるなど、地方財政を取り巻く環境は大変厳しく、市町村で感染防止対策費用を負担するには限界があり、対策に遅れが生じることが危惧される。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る財政支援について

- ① 国民健康保険において、感染した被用者等に対する傷病手当金の支給及び収入が減少した被保険者等に対する保険料の減免措置に対し、令和3年度も財政支援を行うこと。また、新たな感染症の対応策として市町村の負担が生じた場合についても、財政支援を行うこと。
- ② 感染症拡大防止対策や事業者支援等などの感染症対策に係る財源について、財政力指数に関わらず、地域の感染状況や経済的影響を考慮した上で、十分な財源措置を行うこと。
- ③ 評価替えで上昇する商業地、宅地等の課税額が1年間据え置きとなる措置により減収となる固定資産税について、交付金等により補填すること。

- ④ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について、接種完了が長期にわたる場合、令和4年度以降も含め継続的な財政支援を行うこと。
  - ⑤ 税収減に伴う財源不足に対して、財政力に関わらず、特別交付税で財源措置を行うこと。
- (2) 入国時の成田空港における検疫体制の強化を図るとともに、入国後においても、検疫法に基づく措置を周知徹底するなど、水際対策を更に強化・徹底すること。
  - (3) 入院の際の調整、回復期の入院病床及び施設の確保、退院の調整等について、国において基準を示すなど制度を整備すること。
  - (4) 市町村が安全かつ円滑にワクチン接種事業を実施できるよう、医療従事者の確保支援、ワクチンに係る迅速な情報提供などを行うこと。
  - (5) 新型コロナウイルス感染症患者の受入れにあたって十分な医療提供体制を確保し適切に対処できるよう、公立病院の運営に係る継続的な財政支援を行うこと。